

# 四半期報告書

(第90期第1四半期)

自 2013年4月1日  
至 2013年6月30日

王子ホールディングス株式会社

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1 主要な経営指標等の推移 .....	2
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況 .....	3
1 事業等のリスク .....	3
2 経営上の重要な契約等 .....	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
第3 提出会社の状況 .....	15
1 株式等の状況 .....	15
2 役員の状況 .....	17
第4 経理の状況 .....	18
1 四半期連結財務諸表 .....	19
2 その他 .....	26
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	27

四半期レビュー報告書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2013年8月9日
【四半期会計期間】	第90期第1四半期(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
【会社名】	王子ホールディングス株式会社
【英訳名】	Oji Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 進 藤 清 貴
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座四丁目7番5号
【電話番号】	(大代表)東京3563局1111番
【事務連絡者氏名】	コーポレートガバナンス本部管理部長 中 島 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目7番5号
【電話番号】	(大代表)東京3563局1111番
【事務連絡者氏名】	コーポレートガバナンス本部管理部長 中 島 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 第1四半期連結 累計期間	第90期 第1四半期連結 累計期間	第89期
会計期間	自2012年 4月1日 至2012年 6月30日	自2013年 4月1日 至2013年 6月30日	自2012年 4月1日 至2013年 3月31日
売上高（百万円）	304,129	318,561	1,241,471
経常利益（百万円）	10,171	17,484	54,565
四半期（当期）純利益（百万円）	6,789	8,500	25,600
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	20,538	38,697	75,317
純資産額（百万円）	536,021	613,093	579,128
総資産額（百万円）	1,815,912	1,887,890	1,831,251
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	6.88	8.61	25.93
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	6.87	8.60	25.91
自己資本比率（%）	25.6	28.2	27.6

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2．売上高には消費税及び地方消費税を含んでいません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 当四半期の業績の状況

当第1四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く環境は、円高是正等により明るい兆しが見えてきているものの本格的な国内経済の景気改善には至っておらず、また、欧州債務問題・新興国の成長鈍化による世界経済の停滞もあり、全体として厳しい状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループは、一部生産設備の生産品種転換などの最適生産体制構築に取り組み、産業用フィルム設備の増設・運転開始や発電事業の拡大などの事業構造転換諸施策を進めています。

以上により、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高318,561百万円（前年同四半期比 4.7%増収）、営業利益 13,790百万円（同 11.4%増益）、経常利益 17,484百万円（同 71.9%増益）、四半期純利益 8,500百万円（同 25.2%増益）となりました。

各セグメントの状況は、次のとおりです。

#### ○生活産業資材

段ボール原紙の販売は、青果物関係向けが堅調に推移し、地場産業向けも増加したことにより微増しました。

段ボールの販売は、青果物・加工食品向けが堅調に推移した影響などにより、前年を上回りました。

白板紙の国内販売は、高級白板紙・特殊板紙は前年を上回りましたが、コート白ボールは需要不振により減少しました。

包装用紙の販売は、輸出はアジア向け需要が堅調に推移しましたが、国内は需要不振に伴い減少し、全体でも減少しました。

衛生用紙の販売は、価格修正を実施した影響もあり、トイレットロール・ティシュペーパーともに減少しました。

紙おむつの販売は、子供用テープ型・パンツ型ともに減少しました。大人用おむつは、横這いとなりました。

東南アジアにおいては、段ボール原紙の販売は堅調に推移し、段ボールの販売も、飲料・加工食品関連を中心に堅調に推移しました。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高： 133,335百万円（前年同四半期比 3.8%減収）

連結営業利益： 5,705百万円（前年同四半期比 16.3%減益）

#### ○印刷情報メディア

新聞用紙の販売は、減少しました。

印刷・情報用紙の販売は、円安進行による輸入紙の減少により国内は増加し、輸出は横這いに推移しました。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高： 77,015百万円（前年同四半期比 5.9%減収）

連結営業損失（△）： △854百万円（前年同四半期は770百万円の連結営業利益）

#### ○機能材

特殊紙の販売は、新製品開発・新規顧客開拓による拡販に努めるも、既存製品群の需要低迷により減少しました。

感熱紙の販売は、国内においてはシェアを維持し、海外においては旺盛な需要に応え北米・欧州・南米にて拡販を行い、大幅な数量増となりました。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高： 53,333百万円（前年同四半期比 6.4%増収）

連結営業利益： 2,638百万円（前年同四半期比 0.2%減益）

#### ○資源環境ビジネス

木材事業は、国内市場の需要回復により売上が増加しました。海外においても、ニュージーランドのPan Pac Forest Products Ltd.の原木、製材品販売が増加しました。

パルプ事業は、国内パルプ工場からの販売が国内向け・輸出向けともに増加しました。また、2012年度第1四半期末より連結子会社化したブラジルのCelulose Nipo-Brasileira S.A.が売上高増加に大きく寄与しました。Pan Pac Forest Products Ltd.では、漂白機械パルプの生産が本格化し、販売が増加しました。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高： 41,844百万円（前年同四半期比 105.4%増収）

連結営業利益： 4,443百万円（前年同四半期比 739.5%増益）

#### ○ その他

その他の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高： 73,010百万円（前年同四半期比 3.1%増収）

連結営業利益： 1,706百万円（前年同四半期比 1.8%増益）

### （2）事業上及び財務上の対処すべき課題

#### ①当面の対処すべき課題の内容等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更または新たに生じた課題はありません。

#### ②会社の支配に関する基本方針について

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記（Ⅰ）のとおり定めています。

また、2011年6月29日開催の第87回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を当該定時株主総会終結から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記（Ⅲ）に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入しています。

注1. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1.の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1.の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

#### （Ⅰ）会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であって

も、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えています。

他方、当社グループの事業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供及び代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされる必要がある不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

## (II) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しています。

これらの取り組みは、上記(I)の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えています。

### 「企業価値向上への取組み」

国内の紙・板紙およびこれらに関連する市場は、ICT化の進展、少子高齢化、国内産業の空洞化といった構造的要因などにより需要が低迷し、当社グループを取り巻く環境は厳しいものとなっています。また、国内市場とアジア市場の一体化が進み、国際市場における競争力の強化が喫緊の課題となっています。このような経営環境にあって、当社は、各事業群の経営責任をより明確にし、グループ全体の企業価値の極大化を目的に、2012年10月1日付で持株会社制へ移行しました。これにより、現在遂行している「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「海外ビジネスの拡大」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「商事機能強化」を基本戦略として、既存事業の基盤強化および成長分野・成長地域への事業拡大を中心とする事業構造転換をより強力に推進し、営業利益 1,000 億円以上、純利益 500 億円以上の確保を経営目標としています。

具体的施策として、生活産業資材カンパニーでは、海外において、2013年3月にカンボジアで段ボール新工場が稼働するとともに、同年5月にはベトナムで、2014年にはインドにおいても、段ボール新工場が稼働します。また、2012年10月にはタイの紙器および美粧段ボールメーカーであるBox Asia Group International Co., Ltd.の買収、ならびにS.Pack & Print Public Co., Ltd.の株式追加取得による子会社化を行いました。今後も東南アジア・インドを中心に事業拡大を推進していきます。国内においては、2013年3月に王子コンテナ株式会社福島工場の能力増強を決定するなど生産体制の再構築による競争力の強化、素材・加工一体型ビジネスの実践に取り組んでいます。

印刷情報メディアカンパニーでは、2012年7月に主に新聞用紙を生産していた抄紙機1台および主に上質紙を生産していた抄紙機1台の停止を実施し、最適生産体制の構築を進めています。今後も継続してコストダウンに取り組み競争力の強化に努めていきます。

機能材カンパニーでは、王子エフテックス株式会社において、2013年4月に江別工場6号抄紙機を特殊紙生産機へ改造、2013年度下期に江別工場7号抄紙機および東海工場岩瀬製造所4号抄紙機の停止を予定するなど、生産体制の再構築による競争力の強化に取り組んでいます。また、2013年3月には研究開発の成果として世界初となるセルロースナノファイバーの透明連続シート化に成功、同年4月には新タック化成株式会社豊中工場スマートフォン用フィルム・粘着シートの生産設備を増強、王子エフテックス株式会社滋賀工場では、ハイブリッド車などに使用されるコンデンサ用ポリプロピレンフィルム生産設備の増強を行いました。今後も積極的に経営資源を投入するとともに、研究開発型ビジネスの実践による事業拡大を目指していきます。海外においては、2014年3月にブラジルのOji Papéis Especiais Ltda.の能力増強を予定しており、拡大する同国の感熱紙需要の獲得を目指していきます。さらに、今後も同社を拠点として南米での事業拡大を進めるほか、東南アジアなどの成長国においても機能材事業の拡大を推進していきます。

資源環境ビジネスカンパニーでは、パルプ事業について、ブラジルのCelulose Nipo-Brasileira S.A.、ニュージーランドのPan Pac Forest Products Ltd.などを中心に事業を強化しています。木材加工事業については、自社植林地を中心に植林木を利用した事業拡大を推進しており、2014年にはベトナム北部で植林木を利用した合板製造工場が稼働する予定です。再生可能エネルギー事業については、2013年8月に北海道白糠町における太陽光発電、

2015年3月に王子マテリア株式会社富士工場、ならびに王子製紙株式会社日南工場におけるバイオマス発電、2015年7月に王子エフテックス江別工場におけるバイオマス発電の開始を予定するほか、北海道千歳川・尻別川の水力発電設備の更新工事を進めるなど、水力・バイオマス燃料・太陽光・地熱・風力などの再生可能エネルギーを活用した発電事業を一層拡大していきます。また、バイオリファイナリー事業、アグリ事業などの新規ビジネスの展開を加速させていきます。

今後も、グループ一丸となって、急激に変化する経営環境に機敏に対応しつつ、持続的な成長を達成するため、事業構造転換の完遂に向け、邁進します。

(Ⅲ) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(Ⅰ)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとしてしています。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

(b) 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実及び取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

(c) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買

付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起します。

#### ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記(c)イで述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(iii) 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不相当であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損または当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

#### ハ. 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規

模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得し、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 二. 特別委員会の設置及び検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を停止するかの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否か及び発動の停止を行うかどうかの判断に当たっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものいたします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名及び略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

### (d) 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定していませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細については、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記(c)へに従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

### (e) 大規模買付ルールの有効期限

2011年6月29日開催の第87回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する

場合があります。

(IV) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(Ⅲ)(a)「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(Ⅲ)(c)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(d) 株主意思を重視するものであること

当社は、本方針の継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主総会において、議案としてお諮りしています。株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっています。

(e) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(Ⅲ)(e)「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙1)

## 大規模買付情報

1. 大規模買付者及びそのグループ(ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。)の情報。
  - (1) 名称、資本関係、財務内容
  - (2) (大規模買付者が個人である場合は) 国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体(以下、「法人」という。)の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期及び終期
  - (3) (大規模買付者が法人である場合は) 当該法人及び重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人またはその財産にかかる主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
  - (4) (もしあれば) 過去5年間の犯罪履歴(交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。)、過去5年間の金融商品取引法、会社法(これらに類似する外国法を含む。)に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法及びその内容。(取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。)
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びその算定根拠を含む。)
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。(資金の提供者(実質的提供者を含む。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(ステークホルダー)に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の払込金額

無償（金額の払込みを要しない。）

### 5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

### 7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

#### 特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
  - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
  - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

特別委員会委員の氏名及び略歴

特別委員会の委員は、以下の3名です。

竹内 洋 (たけうち よう)

略歴

1939年9月24日生まれ

1966年4月 弁護士登録

1994年6月 当社監査役

2007年6月 当社取締役

現在に至る。

※竹内洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

秋山 収 (あきやま おさむ)

略歴

1940年11月21日生まれ

1963年4月 通商産業省入省

2002年8月 内閣法制局長官

2004年8月 退官

2007年6月 当社取締役

現在に至る。

※秋山収氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

杉原 弘泰 (すぎはら ひろやす)

略歴

1938年5月18日生まれ

1963年4月 検事任官

1999年6月 大阪高等検察庁検事長

2001年5月 退官、弁護士登録

2006年6月 当社監査役

現在に至る。

※杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,489百万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、新たに計画された重要な設備の新設については、以下の通りです。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	工事件名	投資予定額		着手年月	完了予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		
王子コンテナ(株) 福島工場 (福島県伊達市)	生活産業資材	福島工場 増強工事	6,500	36	2013年5月	2014年8月
王子グリーン エナジー日南(株) (宮崎県日南市)	資源環境 ビジネス	バイオマス ボイラー設置	7,700	2,610	2013年5月	2015年3月

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2013年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2013年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,064,381,817	1,064,381,817	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 1,000株です。
計	1,064,381,817	1,064,381,817	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年4月1日～ 2013年6月30日	—	1,064,381,817	—	103,880	—	108,640

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載する事ができないことから、直前の基準日（2013年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

2013年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 61,834,000	—	—
	（相互保有株式） 普通株式 14,485,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 976,172,000	976,172	—
単元未満株式	普通株式 11,890,817	—	—
発行済株式総数	1,064,381,817	—	—
総株主の議決権	—	976,172	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、当社名義株式がそれぞれ、6,000株(議決権6個)及び935株(自己保有株式712株含む)含まれています。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ、29,000株(議決権29個)及び262株含まれています。

②【自己株式等】

2013年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 王子ホールディングス株 式会社	東京都中央区銀座 四丁目7番5号	61,834,000	—	61,834,000	5.8
(相互保有株式) 株式会社キョードー	岡山県岡山市東区宍 370番地	8,000	—	8,000	0.0
(相互保有株式) 大阪紙共同倉庫株式 会社	大阪府東大阪市宝町 23番53号	5,000	—	5,000	0.0
(相互保有株式) 亀甲通運株式会 社	愛知県春日井市下 1005番地	16,000	—	16,000	0.0
(相互保有株式) 平田倉庫株式会 社	東京都墨田区千歳 一丁目1番6号	5,000	—	5,000	0.0
(相互保有株式) 東京産業洋紙株式 会社	東京都中央区日本 橋室町三丁目4番 4号	278,000	—	278,000	0.0
(相互保有株式) 室蘭埠頭株式会 社	北海道室蘭市入江 1番地19	14,000	—	14,000	0.0
(相互保有株式) 本州電材株式会 社	大阪府大阪市中央 区瓦町一丁目6番 10号	45,000	—	45,000	0.0
(相互保有株式) 協和紙工株式会 社	大阪府大阪市鶴見 区横堤一丁目5番 43号	1,000	—	1,000	0.0
(相互保有株式) 北勢商事株式会 社	三重県桑名市片町 29番地	1,000	—	1,000	0.0
(相互保有株式) 総合パッケージ株 式会社	北海道札幌市手稲 区曙二条五丁目1 番60号	34,000	—	34,000	0.0
(相互保有株式) 清容器株式会 社	大阪府門真市三ツ 島10番	91,000	—	91,000	0.0
(相互保有株式) 京都森紙業株式 会社	京都府京都市南区 西九条南田町61 番地	12,587,000	—	12,587,000	1.2
(相互保有株式) 旭洋紙パルプ株 式会社	東京都中央区日本 橋本町一丁目1番 1号	1,391,000	—	1,391,000	0.1
(相互保有株式) 中津紙工株式会 社	岐阜県中津川市津 島町3番24号	9,000	—	9,000	0.0
計	—	76,319,000	—	76,319,000	7.2

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が6,000株(議決権6個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めています。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2013年4月1日から2013年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2013年4月1日から2013年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	50,621	54,024
受取手形及び売掛金	269,137	281,036
有価証券	7,144	8,018
商品及び製品	84,877	91,725
仕掛品	17,655	19,212
原材料及び貯蔵品	60,554	60,950
その他	48,580	44,578
貸倒引当金	△3,071	△2,763
流動資産合計	535,499	556,782
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	203,363	204,469
機械装置及び運搬具（純額）	375,841	387,689
土地	236,091	236,612
その他（純額）	275,347	287,996
有形固定資産合計	1,090,645	1,116,768
無形固定資産		
のれん	14,806	16,530
その他	10,954	11,070
無形固定資産合計	25,760	27,600
投資その他の資産		
投資有価証券	150,294	156,648
その他	31,073	31,996
貸倒引当金	△2,022	△1,906
投資その他の資産合計	179,345	186,738
固定資産合計	1,295,751	1,331,107
資産合計	1,831,251	1,887,890

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	210,921	213,759
短期借入金	307,841	319,756
1年内償還予定の社債	20,160	20,130
未払法人税等	5,371	4,019
引当金	857	1,146
その他	82,974	75,796
流動負債合計	628,127	634,609
固定負債		
社債	140,160	140,140
長期借入金	362,943	374,204
引当金		
退職給付引当金	53,232	54,561
役員退職慰労引当金	1,580	1,545
訴訟損失引当金	※3 4,361	※3 4,847
環境対策引当金	1,723	1,732
特別修繕引当金	131	134
引当金計	61,028	62,821
その他	59,863	63,022
固定負債合計	623,995	640,188
負債合計	1,252,122	1,274,797
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	103,880	103,880
資本剰余金	112,930	112,894
利益剰余金	320,086	323,886
自己株式	△43,140	△43,060
株主資本合計	493,756	497,600
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,100	18,407
繰延ヘッジ損益	△252	△842
土地再評価差額金	4,875	4,872
為替換算調整勘定	△8,997	12,484
その他の包括利益累計額合計	11,726	34,922
新株予約権	235	245
少数株主持分	73,410	80,324
純資産合計	579,128	613,093
負債純資産合計	1,831,251	1,887,890

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
売上高	304,129	318,561
売上原価	237,284	247,688
売上総利益	66,845	70,872
販売費及び一般管理費		
運賃諸掛	28,272	30,011
その他	26,188	27,071
販売費及び一般管理費合計	54,460	57,082
営業利益	12,384	13,790
営業外収益		
受取利息	177	197
受取配当金	1,391	1,305
為替差益	—	5,550
持分法による投資利益	—	880
その他	978	1,139
営業外収益合計	2,547	9,074
営業外費用		
支払利息	2,746	2,752
為替差損	297	—
持分法による投資損失	402	—
その他	1,314	2,627
営業外費用合計	4,760	5,379
経常利益	10,171	17,484
特別利益		
固定資産売却益	—	172
その他	4	13
特別利益合計	4	185
特別損失		
減損損失	21	813
固定資産除却損	413	587
事業構造改善費用	133	562
持分法適用関連会社の連結子会社化に伴う損失	858	—
その他	1,135	424
特別損失合計	2,562	2,388
税金等調整前四半期純利益	7,612	15,282
法人税、住民税及び事業税	1,529	2,812
法人税等調整額	△840	2,616
法人税等合計	688	5,429
少数株主損益調整前四半期純利益	6,923	9,853
少数株主利益	134	1,352
四半期純利益	6,789	8,500

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,923	9,853
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△3,661	2,192
繰延ヘッジ損益	△309	△590
為替換算調整勘定	7,621	25,538
持分法適用会社に対する持分相当額	9,964	1,703
その他の包括利益合計	13,614	28,843
四半期包括利益	20,538	38,697
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	20,298	31,699
少数株主に係る四半期包括利益	240	6,997

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)
受取手形割引高	6,423百万円	5,985百万円
受取手形裏書譲渡高	18	15

2 保証債務

連結子会社以外の関係会社及び従業員等の金融機関よりの借入金等に対して次のとおり保証を行っています。

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)
PT. Korintiga Hutani	4,598百万円	5,009百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,679	3,735
委託植林事業主	1,899	2,094
従業員	1,276	1,207
その他	3,769	2,466
計	15,223	14,513

前連結会計年度 (2013年3月31日)

- ① PT. Korintiga Hutaniに対する保証債務には、他社が再保証している保証債務が含まれており、再保証額2,124百万円を控除して記載しています。また、その他に対する保証債務にも、他社が再保証している保証債務が含まれており、再保証額192百万円を控除して記載しています。
- ② 委託植林事業主に対する保証債務について、金融機関からの求めに応じ債務保証を履行した場合は、委託植林事業主から購入する原木の代金支払と相殺する契約を、委託植林事業主と締結しています。
- ③ その他に対する保証債務には、連帯保証債務の親会社及び連結子会社負担額269百万円が含まれており、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額は337百万円です。

当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)

- ① PT. Korintiga Hutaniに対する保証債務には、他社が再保証している保証債務が含まれており、再保証額2,589百万円を控除して記載しています。また、その他に対する保証債務にも、他社が再保証している保証債務が含まれており、再保証額18百万円を控除して記載しています。
- ② 委託植林事業主に対する保証債務について、金融機関からの求めに応じ債務保証を履行した場合は、委託植林事業主から購入する原木の代金支払と相殺する契約を、委託植林事業主と締結しています。

※3 税務訴訟等

前連結会計年度 (2013年3月31日)

ブラジル国内の連結子会社において、税務当局との間でIR (法人税)、CS (社会負担金)、ICMS (商品流通サービス税)、PIS/COFINS (社会統合計画/社会保険融資負担金)等の税務関連訴訟、INSS社会保険料及び各種租税公課訴訟、複数の労務関連訴訟や民事関連訴訟があり、これらの訴訟に対する損失に備えるため、訴訟損失引当金を計上していますが、外部法律専門家の意見に基づいて、個別案件ごとに発生リスクを検討した結果、係争になっているものの発生する可能性が高くないと判断し、引当金に計上していないものは、前連結会計年度末で、労務関連4,122千米ドル、及び56千レアルです。

当第1四半期連結会計期間 (2013年6月30日)

ブラジル国内の連結子会社において、税務当局との間でIR (法人税)、CS (社会負担金)、ICMS (商品流通サービス税)、PIS/COFINS (社会統合計画/社会保険融資負担金)等の税務関連訴訟、INSS社会保険料及び各種租税公課訴訟、複数の労務関連訴訟や民事関連訴訟があり、これらの訴訟に対する損失に備えるため、訴訟損失引当金を計上していますが、外部法律専門家の意見に基づいて、個別案件ごとに発生リスクを検討した結果、係争になっているものの発生する可能性が高くないと判断し、引当金を計上していないものは、当第1四半期連結会計期間末で労務関連4,183千米ドル、及び56千レアルです。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
減価償却費	17,008百万円	17,785百万円
のれんの償却額	△4,012	704

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2012年5月14日 取締役会	普通株式	5,011	5.0	2012年 3月31日	2012年 6月6日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2013年5月15日 取締役会	普通株式	5,012	5.0	2013年 3月31日	2013年 6月5日	利益剰余金

## (セグメント情報)

## I 前第1四半期連結累計期間(自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)

## 1 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				計	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注3)
	生活産業 資材	印刷情報 メディア	機能材	資源環境 ビジネス					
売上高									
外部顧客への売上高	129,051	72,683	45,624	9,899	257,259	46,870	304,129	—	304,129
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,561	9,192	4,512	10,470	33,736	23,926	57,663	△57,663	—
計	138,612	81,876	50,137	20,369	290,996	70,797	361,793	△57,663	304,129
セグメント利益	6,816	770	2,644	529	10,760	1,676	12,437	△52	12,384

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、機械事業等を含んでいます。

2. セグメント利益の調整額△52百万円は、主として内部取引にかかる調整額です。
3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

## II 当第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)

## 1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				計	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注3)
	生活産業 資材	印刷情報 メディア	機能材	資源環境 ビジネス					
売上高									
外部顧客への売上高	124,029	69,093	48,546	29,742	271,411	47,149	318,561	—	318,561
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,306	7,922	4,787	12,102	34,118	25,860	59,979	△59,979	—
計	133,335	77,015	53,333	41,844	305,529	73,010	378,540	△59,979	318,561
セグメント利益 又は損失(△)	5,705	△854	2,638	4,443	11,933	1,706	13,639	150	13,790

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、機械事業等を含んでいます。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額 150百万円は、主として内部取引にかかる調整額です。
3. セグメント利益又は損失(△)は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

## 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

一層のグループ経営効率の最大化、各事業群の経営責任の明確化を推進するため、当社は2012年10月1日に持株会社へ移行しました。

これに伴う組織再編により、2012年度第3四半期連結会計期間より、事業セグメントを従来の「紙パルプ製品事業」、「紙加工製品事業」、「その他」の3区分から、「生活産業資材」、「印刷情報メディア」、「機能材」、「資源環境ビジネス」、「その他」の5区分へ変更しています。

各報告セグメントの主要な事業内容は以下の通りです。

- 生活産業資材・・・・・・ 段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業、家庭用品事業
- 印刷情報メディア・・・・ 新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業
- 機能材・・・・・・ 特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業
- 資源環境ビジネス・・・・ 木材事業、パルプ事業、エネルギー事業
- その他・・・・・・ 不動産事業、機械事業、商事他

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後のセグメント区分で記載しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円88銭	8円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	6,789	8,500
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	6,789	8,500
普通株式の期中平均株式数(千株)	987,017	987,367
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	6円87銭	8円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	1,001	797
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

(期末配当に関する事項)

2013年5月15日開催の取締役会において、2013年3月期の期末配当について次のとおり決議しました。

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| ① 配当財産の種類            | 金銭                         |
| ② 1株当たり配当金額および配当金の総額 | 普通株式1株につき金5円 配当総額 5,012百万円 |
| ③ 配当原資               | 利益剰余金                      |
| ④ 効力発生日              | 2013年6月5日                  |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2013年8月9日

王子ホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長坂 隆 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 島村 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている王子ホールディングス株式会社の2013年4月1日から2014年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2013年4月1日から2013年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2013年4月1日から2013年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、王子ホールディングス株式会社及び連結子会社の2013年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。